藤岡市青少年センターLINE 公式アカウント運用方針

令和５年4月１日

（目的）

第1条　本運用方針は、藤岡市青少年センターLINE 公式アカウント（以下「当アカウント」という。）を市内青少年等への相談窓口として運用するために必要な基本事項を定めることを目的とします。

（用語の定義）

第2条　本運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

⑴　アカウント　LINE を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいいます。

⑵　メッセージ　友だちになっているユーザーへ情報を送る機能をいいます。

⑶　チャット　ユーザーからの問い合わせ対応に、リアルタイムで会話する機能をいいます。

（運用管理）

第3条　当アカウントの管理者は青少年センター長とし、チャットの対応については、青少年センター職員とします。また、青少年相談以外の質問に関しては、一切回答しません。

2　当アカウントのアカウント名は「藤岡市青少年センター」とします。

（アカウント運用者の明示）

第4条　なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として当アカウントのアカウント名を市ホームページ上に明示します。

（アカウント運用方針の明示）

第５条　本運用方針の要約を当アカウントのプロフィール欄で明示します。

（著作権）

第６条　原則として、当アカウントに掲載している情報（文章、写真、動画、イラスト等）の著作権は市または原著作者に帰属します。

（免責事項）

第７条　本運用方針において、次の各号の内容を免責事項とします。

⑴　市は、メッセージの内容については細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性及び有用性について保証しません。

⑵　市はユーザーに対し、スマートフォンの所持や LINE を含む SNS の利用を推奨するものではありません。

⑶　市は LINE を利用することで生じた直接的及び間接的な損失について、一切責任を負いません。

⑷　市はユーザーが当アカウントの掲載情報を利用若しくは信用したこと又は利用できなかったことにより、ユーザー又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

⑸　市は、当アカウントに関連してユーザー間若しくはユーザーと第三者間のトラブルが発生した

場合、ユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

（その他）

第 8 条　本運用方針は、事前の連絡なく変更する場合があります。